

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年6月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年7月20日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年8月26日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (対象施設等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県立病院課 （働き方改革 実現課）	第5章第1-2 「県有施設の長 寿命化と維持管理コストの低減」 のための具体的な取組み ① 優先的検討方針に基づく評価 結果の公表について 山形県立新庄病院改築整備事業 について、「山形県公民連携及び 民間資金等の活用による公共施設 等の整備に係る手法を導入するた めの優先的検討方針」に基づき、 PPP/PFI 手法の導入の適否を検討 した結果、適しないと評価してい る。 この場合、優先的検討方針にお いて、入札手続の終了後適切な時 期に、PPP/PFI 手法簡易定量評価調 書の内容をインターネット上で公 表することとしているが、令和3 年10月時点で公表されていない。 令和2年12月に施工業者が決定し 入札手続が完了していることから、 適切な時期にインターネット 上で公表する必要がある。	令和3年11月に、PPP/PFI 手法 簡易定量評価調書の内容を県ホ ームページで公表した。
観光復活戦略 課	第5章第6-2 山形県県民の 海・プール ⑤ 備品標示票の貼付漏れについ て 当施設で保有している備品に関 して、備品標示票の貼付が漏れて	備品標示票の貼付が漏れてい た備品について、令和4年4月に 貼付した。

	<p>いる備品が1件確認された。</p> <p>県は備品標示票の貼付が漏れている備品に関して、規定に基づき備品標示票を貼付する必要がある。</p>	
<p>会計局 会計課</p>	<p>第5章第6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館</p> <p>④ 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複の修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報にデータの重複があった。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要がある、当該データの重複について修正する必要がある。</p>	<p>令和4年3月、固定資産台帳の当該データの重複を修正した。</p>
<p>産業技術イノベーション課</p>	<p>第5章第6-13 工業技術センター</p> <p>⑤ 行政財産目的外使用許可の更新手続の漏れについて</p> <p>当施設の敷地内の一部に関して、行政財産目的外使用許可に関する更新手続が漏れている事案が確認された。</p> <p>現地調査時点において、使用許可申請書の提出漏れがあったことを把握し、申請書の提出に向けた手続を行っているとのことであるが、同様の使用許可申請漏れがないように、行政財産目的外使用許可申請に係る手続の徹底を図るべきである。</p>	<p>行政財産目的外使用許可に関する更新手続が漏れている事案に関しては、工業技術センターの担当者が相手方と協議を行い、令和3年11月15日付けで行政財産使用許可書を発行した。</p> <p>また、今後同様の事案が発生しないよう、使用許可・更新案件及び手続時期のリストを作成し、所属及び所管課においてチェックを行っている。</p>
<p>教育政策課</p>	<p>第5章第6-20 遊佐高等学校</p> <p>③ 最新の備品一覧表に基づく照合確認の確実な実施について</p> <p>県では、毎年7月に備品現物と備品台帳との照合確認を実施しているが、当施設で令和3年7月に実施された備品照合確認におい</p>	<p>備品台帳は令和4年2月に修正し、令和3年7月に実施した備品照合確認において不整合だった事案に関しては不整合調査報告書を作成した。</p> <p>また、再発防止のため、県立学校事務部長会議において、備品照</p>

	<p>て、担当者は前年度の備品台帳を加工後使用して現物との照合を行っており、内容を精査したところ、照合時点までに廃棄したものが台帳に含まれていた。</p> <p>よって、県は、備品照合の手続きについて、「物品の管理事務について（通知）」に従って最新の備品一覧表に基づき確実に実施する必要がある。</p>	<p>合の手続を確実に実施するよう指導した。</p>
<p>会計局 会計課</p>	<p>第5章第6-20 遊佐高等学校 ④ 地方公会計の固定資産台帳上の除却登録漏れの修正について</p> <p>県では、地方公会計データのうち固定資産台帳の情報に、当施設についてデータの重複と除却登録漏れが確認された。旧自転車置場は重複して登録され、かつ、平成28年度に解体して別に新設しているが、固定資産台帳上はその全てが登録されている状況であった。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係る除却登録漏れについて修正する必要がある。</p>	<p>令和4年3月、固定資産台帳の当該データの除却登録漏れを修正した。</p>
<p>施設装備課</p>	<p>第5章第6-24 天童警察署 ② 備品標示票のない物品の標示について</p> <p>当施設の備品の一部について、山形県財務規則で定める備品標示票が貼付されていなかった。</p> <p>県は、山形県財務規則等に従い備品標示票の貼付等を行い、常に管理台帳等との照合確認ができるように対応する必要がある。</p>	<p>令和3年11月、天童警察署において当該備品に対して備品標示票の貼付又は物品番号の手書き記入等の対応を実施した。</p> <p>また、令和4年2月、警務部会計課において関係所属長に対し、再発防止に関する教養資料を発出した。</p>
<p>会計局 会計課</p>	<p>第5章第6-27 元蔵王西部牧場 ① 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複及び除却登録漏れの</p>	<p>令和4年3月、固定資産台帳の当該データの重複及び除却登録漏れを修正した。</p>

	<p>修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、データの重複及び既に解体して実在しない施設の除却登録漏れが確認された。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当施設に係るデータ重複及び除却登録漏れについて修正する必要がある。</p>	
<p>会計局 会計課</p>	<p>第5章第6-30 酒田北港地区</p> <p>② 地方公会計の固定資産台帳上の移管登録漏れの修正について</p> <p>当財産について、県の地方公会計の固定資産台帳上、平成23年度に企業局へ移管済みであるが、土地取得事業特別会計の固定資産として登録されている。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当財産に係る移管登録漏れを修正する必要がある。</p>	<p>令和4年3月、固定資産台帳の当該データの移管登録漏れを修正した。</p>